令和５年４月18日

保護者の皆様

浜田学校給食センター
所　長　藤　井　陽　子
浜田市学校給食会
理事長　小　川　克　巳

浜田学校給食センターにおける給食費の取り扱いについて

平素より学校給食の実施について、ご理解とご協力を賜り厚くお礼申し上げます。

さて、標記の件につきまして、これまで、欠食分給食費の取り扱いが市内各地域で異なっていたことから、令和４年度より、校長会長、学校事務職員、学校給食会、教育委員会の４者で、欠食分給食費の取り扱い統一に向け、協議を重ねてまいりました。

その結果、浜田学校給食センターにおきましては、令和５年度から、市内の他の給食センターとほぼ同一の考え方で給食費を取り扱うことになりました。（原則、給食が止められる場合は給食費を徴収せず、止められない場合は徴収する）

つきましては、保護者の皆様におかれましては、今後、個人のご都合により給食の欠食を希望されます際には、原則、前月の15日までに各学校にご連絡いただきますよう、お願いします。なお、緊急のご事情により欠食を希望されます場合は、各学校へご相談ください。

今後も、安全でおいしい給食の提供に努めてまいりますので、ご協力くださいますよう、よろしくお願い申し上げます。

浜田市教育委員会
教育総務課
施設給食係　担当：藤井
TEL：0855-25-9701